

議案第96号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和3年6月9日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
L第1361号線	115 17	4 00	さいたま市緑区大字 三室字北宿2138 番19地先	さいたま市緑区大字 三室字北宿2138 番19地先	
M第737号線	66 76	4 00	さいたま市南区大字 広ヶ谷戸字稲荷越3 17番5地先	さいたま市南区大字 広ヶ谷戸字稲荷越3 16番9地先	
P第667号線	89 52	4 00 ～ 6 00	さいたま市緑区大字 大門字東裏2966 番41地先	さいたま市緑区大字 大門字東裏2966 番13地先	
12908号線	31 46	4 00	さいたま市見沼区大 和田町二丁目121 4番4地先	さいたま市見沼区大 和田町二丁目121 2番11地先	
22599号線	12 44	5 00	さいたま市見沼区大 字大谷字八石189 0番2地先	さいたま市見沼区大 字大谷字八石189 0番2地先	
22600号線	50 99	4 00	さいたま市見沼区大 字南中丸字八幡26 1番3地先	さいたま市見沼区大 字南中丸字八幡26 5番4地先	
32954号線	79 50	4 30	さいたま市西区大字 内野本郷字本村49 0番4地先	さいたま市西区大字 内野本郷字本村49 1番14地先	
32955号線	57 32	4 20	さいたま市北区東大 成町二丁目674番 11地先	さいたま市北区東大 成町二丁目674番 17地先	
32956号線	83 13	4 50	さいたま市北区奈良 町152番3地先	さいたま市北区奈良 町152番1地先	
32957号線	38 59	4 00	さいたま市北区奈良 町131番98地先	さいたま市北区奈良 町131番101地 先	
32958号線	126 80	4 50	さいたま市北区日進 町一丁目11番18 地先	さいたま市北区日進 町一丁目20番7地 先	
32959号線	24 60	4 00	さいたま市西区三橋 六丁目583番13 地先	さいたま市西区三橋 六丁目583番12 地先	

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
3 2 9 6 0 号線	45 05	5 00	さいたま市西区西大宮二丁目18番76地先	さいたま市西区西大宮二丁目18番73地先	
3 2 9 6 1 号線	56 33	4 10 ～ 6 00	さいたま市北区奈良町123番1地先	さいたま市北区奈良町123番35地先	
3 2 9 6 2 号線	98 88	5 00	さいたま市西区大字内野本郷字本村538番1地先	さいたま市西区大字内野本郷字本村548番1地先	
1 7 7 7 号線	48 71	4 00	さいたま市岩槻区南平野一丁目11番33地先	さいたま市岩槻区南平野一丁目11番32地先	